

令和 7 年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

小田川地区第 3 幹線用水路他用地測量業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条

- 1 この特別仕様書は、令和7年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業小田川地区第3幹線用水路他用地測量業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号、農村振興局長通知）別記（I）用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

(業務概要)

第1－2条

本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 業務の目的

国営前歴事業小田川地区、浪岡川地区及び屏風山地区で設定した区分地上権の期限が満了する箇所があるため、これを更新するために必要な現在の公図及び土地権利者を調査し、区分地上権設定範囲図を作成し、権利保全対策の円滑な推進を図るものである。

(2) 実施場所

青森県五所川原市金木町、青森県北津軽郡中泊町大字大沢内、青森県青森市浪岡大字銀、青森県つがる市牛潟町及び青森県つがる市車力町地内（別添位置図のとおり。）

(3) 調査区域

- ① 地域区分は、耕地とする。
- ② 調査区域面積は、0.365haとする。

(班編制)

第1－3条

本業務は、1班以上の編制により行うものとする。

(障害物の伐除)

第1－4条

本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けないで伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第1－5条

資格要件は以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記（2）の照査技術者の要件とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

(2) 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

① 土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者

② 土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、

土地改良事業関係の用地調査等業務に 17 年以上従事した者

（配置技術者の確認）

第 1－6 条

共通仕様書第 42 条（作業計画書）第 2 項における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 12 条（業務実績データの作成及び登録）に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- （1）受注者は、作業計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更作業計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- （2）共通仕様書第 12 条（業務実績データの作成及び登録）に基づく技術者情報の登録は、作業計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

（保険加入）

第 1－7 条

受注者は、共通仕様書第 37 条（保険加入の義務）に示されている保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（低入札価格契約における第三者照査）

第 1－8 条

1 別紙に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 9 条照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- （1）予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第 98 条において準用する予決令第 70 条及び 71 条の規定に該当していないこと。
- （2）東北農政局において、令和 7・8 年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- （3）東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- （4）共通仕様書第 30 条守秘義務を遵守できるものであること。
- （5）中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

- ア 親会社と子会社の関係にある。
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

② 人的関係

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- （1）照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- （2）照査技術者と同等の技術者資格を有する者

- 4 照査技術者の通知
受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
- 5 照査計画
受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。
また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。
- 6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い
特別仕様書第 5－1 条に示す打合せのうち、成果物とりまとめ時での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。
- 7 第三者による照査に係る履行確認
管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。
- 8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録
共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。
- 9 契約不適合責任
引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものでない。

第 2 章 測量条件及び貸与資料等

（測量の基準及び精度等）

第 2－1 条

本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

- （1）測量の基準は、世界測地系による。
- （2）測量及び面積測定の精度区分は、甲三による。
- （3）縮尺は、500 分の 1 とする。

（貸与資料等）

第 2－2 条

- 1 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
縦平面図・用地管理図（第 3 号幹線用水路）	一式	電子データ（P21 形式）
縦平面図・用地管理図（第 4 号幹線用水路）	一式	電子データ（P21 形式）
縦平面図・用地管理図（第 5 号幹線用水路）	一式	電子データ（P21 形式）
縦平面図・用地管理図（藤枝放水路）	一式	電子データ（P21 形式）
縦平面図・用地管理図（大沢内放水路）	一式	電子データ（P21 形式）
縦平面図・用地管理図（銀幹線用水路）	一式	電子データ（TIF 形式）

縦平面図・用地管理図（車力 3 号幹線排水路）	一式	電子データ（TIF 形式）
その他必要な資料	一式	

2 受注者が戸籍簿謄本等の交付を受けるために必要な交付申請書等は、発注者が交付する。

第3章 作業項目及び内容

（作業項目及び数量）

第3－1条

本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	単位	小田川地区第3号幹線排水路	小田川地区第4号幹線排水路	小田川地区第5号幹線排水路	小田川地区藤枝放水路	小田川地区大沢内放水路	浪岡川地区銀幹線排水路	屏風山地区車力3号幹線排水路	計
(1) 作業計画	業務								1
(2) 現地踏査	業務								1
(3) 地図の転写	ha	—	—	—	—	—	0.025	—	0.025
(4) 転写連続図の作成	ha	—	—	—	—	—	0.025	—	0.025
(5) 土地の登記記録の調査	ha	0.032	0.145	0.044	0.016	0.038	0.003	0.087	0.365
(6) 権利者の確認調査（当初）	ha	0.032	0.145	0.044	0.016	0.038	0.003	0.087	0.365
(7) 区分地上権設定範囲図の作成	枚	2	7	3	1	2	1	3	19

（指示事項）

第3－2条

作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

(1) 地図の転写及び転写連続図の作成

図面の用紙はポリエステルフィルム #300 又はこれと同等以上のものとし、規格はA 1 型とする。

(2) 土地の登記記録の調査

土地に関する所有権以外の権利の登記がある場合その他必要に応じて登記事項証明書を提出するものとする。

(3) 権利者の確認調査（当初）

登記名義人が死亡している場合その他必要に応じて戸籍謄本等を提出するものとする。なお、登記名義人が死亡している場合は、契約変更を行い、相続人の追跡調査を実施する場合がある。

(4) 区分地上権設定範囲図の作成

区分地上権設定範囲図の作成は、発注者が貸与する図面及び作成する転写連続図を基に区分地上権設定図（縦断図等を合成した図面）を作成し、区分地上権設定の対象となる土地ごとに区分地上権設定範囲（上下範囲）及び土地の利用が妨げられる程度を算出するほか、監督職員が指示する事項を記入するものとする。

なお、上下範囲等の情報を図面上に表記が困難等の場合は、別途調書に整理・作成するものとし、調書の様式は任意とする。

図面の用紙はポリエステルフィルム #300 又はこれと同等以上のものとし、規格はA 1 型とする。

第4章 成 果 物

(成果物等)

第4－1条

- 1 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。
なお、電子データはCD－R等で正副2部提出するものとする。

成 果 物		数 量	装 丁 等
(1) 地図の転写図	書面	1 部	A 3 (綴込)
	原図	1 部	A 1 (三つ折りファイル)
(2) 転写連続図	書面	1 部	A 3 (綴込)
	原図	1 部	A 1 (三つ折りファイル)
(3) 区分地上権設定範囲図	書面	1 部	A 1 (綴込)
	原図	1 部	A 1 (三つ折りファイル)
(4) 土地の登記記録調査表	書面	1 部	綴込
(5) 権利者調査表及び相続関係説明図	書面	1 部	綴込

- 2 成果物の提出先は、東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所とする。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5－1条

本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者は、業務に着手するとき、業務の中間1回及び成果物取りまとめ時の打合せに出席するものとする。また、打合せの場所は、東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所とする。

- (1) 業務に着手するとき
- (2) 業務の中間1回
- (3) 成果物取りまとめ時

ただし、別紙に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第42条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2－1条に示す「測量の基準及び精度等」に変更が生じた場合。
- (2) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第3－2条に示す「指示事項」に変更が生じた場合。
- (4) 第4－1条に示す「成果物等」に変更が生じた場合。
- (5) 第5－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 履行期間の変更が生じた場合。
- (7) その他

第7章 その他

（管理技術者及び打合せ）

第7－1条

別紙に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は、監督職員と事前打合せの上で、屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し作業内容を記録するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

（疑義）

第7－2条

本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

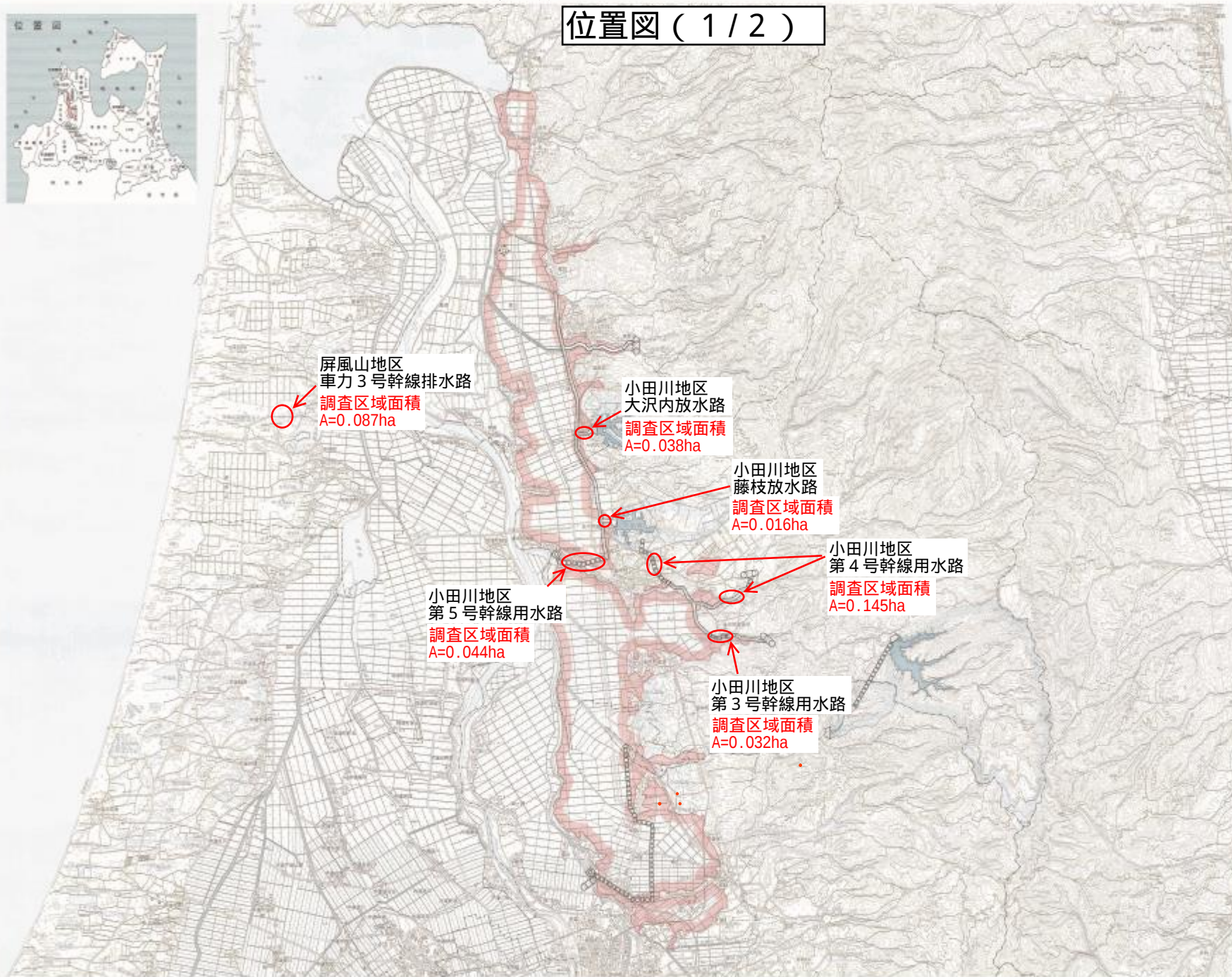
別紙（第 1－8 条、第 5－1 条、第 7－1 条関連）

【割合】

下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表 A～C までに掲げる額の合計額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 1 0 分の 8. 2 を超える場合にあっては 1 0 分の 8. 2 とし、1 0 分の 6 に満たない場合にあっては 1 0 分の 6 とするものとする。

業務区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 1 0 分の 5 を乗じて得 た額

位置図(1/2)



凡 例	
施設計画	
	主要用水路
	枝用水路
	排水用水路
施設施設	
	堰
	閘
	排水閘
	治水施設

位置図 (2 / 2)

